

平成20年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成20年2月28日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（21名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
5番 児玉敬二	6番 松永涉
7番 篠原啓治	8番 吉田正
10番 木村松雄	11番 阿部雅志
12番 岩本雅雄	13番 稲井隆伸
14番 武田 矯	15番 月岡永治
16番 三木康弘	17番 香西和好
18番 出口治男	19番 原田定信
20番 三浦三一	21番 稲岡正一
22番 吉川精二	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

5番 児玉敬二	6番 松永涉
---------	--------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	副市長 野崎 國勝
収入役 光永 健次	教育長 板野 正
総務部長 八坂 和男	市民部長 洙田 藤男
健康福祉部長 秋山 一幸	産業建設部長 吉岡 聖司
教育次長 森口 純司	総務部次長 田村 豊
市民部次長 岡島 義広	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 岩脇 正治	吉野支所長 岡村 清
土成支所長 佐藤 吉子	市場支所長 成谷 洋子
財政課長 遠度 重雄	水道課長 森本 浩幸
農業委員会局長 大西 利夫	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局主幹 平 岡 道 代

事務局長補佐 友 行 仁 美

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案第 1 号 平成 19 年度阿波市一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 2 号 平成 19 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 3 号 平成 19 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

議案第 4 号 平成 20 年度阿波市一般会計予算について

議案第 5 号 平成 20 年度阿波市御所財産区特別会計予算について

議案第 6 号 平成 20 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

議案第 7 号 平成 20 年度阿波市老人保健特別会計予算について

議案第 8 号 平成 20 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 9 号 平成 20 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第 10 号 平成 20 年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

議案第 11 号 平成 20 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第 12 号 平成 20 年度阿波市介護保険特別会計予算について

議案第 13 号 平成 20 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

議案第 14 号 平成 20 年度阿波市水道事業会計予算について

議案第 15 号 阿波市行政組織条例の一部改正について

議案第 16 号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 17 号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 議案第18号 市長及び副市長の給与条例及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 阿波市ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第22号 阿波市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第23号 阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 低開発地域工業開発地区の指定に伴う市税課税免除に関する条例の廃止について
- 議案第25号 阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 議案第27号 阿波市高齢者支援事業に関する条例の一部改正について
- 議案第28号 阿波市共同作業所の設置条例の廃止について
- 議案第29号 阿波市保健センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第30号 阿波健康福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第31号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第32号 阿波市工場設置奨励条例の一部改正について
- 議案第33号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第34号 阿波市立学校設置条例の全部改正について
- 議案第35号 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について
- 議案第36号 阿波市奨学金交付条例の一部改正について

議案第 37 号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第 2 工区）変更請負契約の締結について

議案第 38 号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第 3 工区）変更請負契約の締結について

議案第 39 号 阿波市道路線の認定について

議案第 40 号 阿波市道路線の変更について

議案第 41 号 公平委員会委員の選任について

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（日程第 4 提案理由の説明）

日程第 5 発議第 1 号 地方の道路整備の促進と道路特定財源の確保を求める意見書の提出について

（説明・質疑・討論・採決）

午前10時02分 開会

○議長（三木康弘君） 現在の出席議員数は21名で定足数に達しておりますので、議会は成立をいたしました。

ただいまから平成20年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

まず、監査委員から、平成19年10月、11月、12月分の例月現金出納検査及び監査の結果について、議長あてに報告書が提出されております。報告書を事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

次に、昨年10月に送金をいたしました新潟県中越沖地震の義援金につきましては、12月18日、刈羽村長品田宏夫氏よりお礼の連絡がありましたので、ご報告をいたします。

次に、本日までの受理いたしました陳情書等については、既に配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

続いて、議長会関係について申し上げます。

去る1月23日、徳島市で開催されました徳島県市議会議員研修会に本市より13名が出席をいたしました。研修会では、中央大学法学部教授佐々木信夫氏より、これからの地方議会改革についての講演を受けました。

次に、2月13日、東京都において第118回地方行政委員会が開催され、出席をいたしました。会議では、総務省消防庁総務課長長谷川彰一氏より消防防災行政における諸施策についての講演がありました。続いて、平成19年度地方行政委員会要望結果、次年度委員会への申し送り項目などについて審議を行い、原案のとおり可決、決定をいたしました。

なお、詳細につきましては事務局に關係書類を保管してありますので、ご高覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（三木康弘君） 日程第1、会議録署名者の指名を行います。

会議録署名者は、会議規則第81条の規定により、5番児玉敬二君、6番松永渉君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（三木康弘君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、2月28日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

月岡議会運営委員長。

○議会運営委員長（月岡永治君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果についてご報告をいたします。

平成20年第1回阿波市市議会定例会の運営協議のため、去る2月21日午後2時より第1委員会室において委員全員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

まず、会期の日程でございますが、慎重に協議いたしました結果、本日から3月21日までの23日間と決定いたしました。議事日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおり行います。

次に、代表質問、一般質問、質疑の通告の締め切りでございますが、あす正午となっております。市議会の円滑な運営ができますよう議員並びに理事者の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

○議長（三木康弘君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から3月21日までの23日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から3月21日までの23日間と決定いたしました。

~~~~~

## 日程第3 行政報告

○議長（三木康弘君） 次に、日程第3、行政報告を市長に求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） おはようございます。いつも市勢発展のために各般にわたりまして大変に温かいご指導やご協力をいただきまして本当にありがとうございます。なおこれからもよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして行政報告を行います。

本日、平成20年第1回阿波市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはお忙しい中ご出席をいただき、本当にありがとうございます。また、日ごろは、行政全般にわたり格別のご支援、ご協力を賜りまして、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、今日の地方自治体を取り巻く環境は、これまでも増しまして厳しく、合併後4年目を迎える本市におきましても、地方分権の進展、厳しい財政状況などに的確に対応する効率的な行財政体制の確立と主体的な行政運営の推進が求められております。このような中、平成20年度当初予算につきましては、自主財源の確実な確保と市民サービスに的確に対応した予算配分を心がけ、編成を行いました。

一般会計予算の総額は165億1,100万円、また9件の特別会計予算については、総額で89億7,135万7,000円となっております。当初予算は、本市を取り巻く社会経済環境の変化や市民ニーズを的確に見きわめながら、「市民が主役」を基本姿勢に、本市の特性を生かした予算となるよう配慮しておりますが、今後におきましても歳入歳出の一体改革を進めながら、長期的視点に立った計画的な運営を行い、効率的で持続可能な財政運営の推進に取り組んでまいりますので、議員各位のご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

20年度の主な施策について申し上げますと、教育環境の充実や義務教育施設の整備を進めるとともに、スポーツの振興を図るため、土成中学校校舎の耐震補強工事と市場中学校の耐震診断を行うほか、昨年度に引き続き英語学力向上事業の推進、市民マラソン大会の実施などに取り組みます。

また、急激に進む少子・高齢化の中、子育て支援策の充実を図るため、乳幼児等医療費助成事業における助成対象者の12歳未満までの拡大や妊婦健康診査助成の拡充、児童館運営や放課後健全育成事業の充実を進めるほか、災害に強いまちづくりを総合的に進めるため、市内の主要な橋の安全調査の実施や木造住宅耐震化支援事業、消防基盤整備事業等の消防防災力の充実に取り組んでまいります。

このほか、環境保全や生活基盤の充実を図るため、合併浄化槽設置の推進や市民生活に密着した道路整備、また産業振興として企業誘致の促進を図るために工場誘致条例の見直

しを行い、制度の拡充を図りました。また、農業基盤整備事業の推進、市民サービスの向上と行財政改革のさらなる推進を図るほか、自主財源の確保として、徴収率の向上と広報紙等を利用した広告収入の確保などにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成19年度事業について報告させていただきます。

さきの平成19年第2回臨時会で請負契約締結についての議決をいただきました、市内9校の小・中学校及び適応指導教室への教育コンピューター整備が1月末に完了をいたしました。新しくなったコンピューターの有効活用を図りながら、次代を担う子供たちの情報化教育に寄与してくれるものと期待をいたしております。

また、防災基盤整備事業により購入いたしました2台の消防ポンプ自動車の分団への引き渡し式を去る1月22日に行いました。安全・安心な市民生活を守り、地域の消防力の向上を図るため、老朽化した消防車両の更新や自主防災組織の活動支援などを今後とも進めてまいります。

このほか、平成17年度より3カ年をかけて進めてまいりましたケーブルテレビ整備事業につきましても、3月末の事業完了に向け、順調に工事が推進されているところでございます。

次に、去る2月5日から4日間をかねまして、旧町ごとに自治会長会を開催いたしました。自主防災組織の活動支援、農業対策や環境問題、商工業等地場産業の育成など、たくさんのご意見、ご要望をいただきました。これらのご意見につきましては謙虚に受けとめ、今後の行政運営に反映をしてまいりたいと考えております。

次に、関係各行政機関等への要望活動についてご報告を申し上げます。

1月22日には、徳島県市長会として道路特定財源の暫定税率維持と道路特定財源確保の緊急決議を行い、2月8日には道路特定財源の確保を求める徳島県総決起大会に参加をいたしました。道路特定財源につきましてはさまざまな議論がございますが、地方の道路整備は大きく立ちおくれしており、県内の道路改良率が全国45位の低水準にある中、本市においても地域の発展と暮らしに欠かせない道路整備を継続的に行うため、安定的な財源の確保は必要であると考えております。

また、1月28日には、徳島市で吉野川流域市町村長の意見を聞く会が開催され、本市の中にごございます勝命地区などの無堤地区への堤防整備につきまして強く強く要望をいたしました。

次に、2月12日は、総務省へ交付税等の要望活動を行いました。国におきましても財

政的には非常に厳しい状況であります。阿波市の現状につきまして精いっぱいお話をし、ご理解をいただくように努めてまいりました。また、3月2日には増田総務大臣にお会いをして、直接本市の現状をご説明を申し上げ、特別なご配慮をお願いをする予定にしております。

また、2月26日には県道宮川内牛島停車場線（藤原工区）の早期完了と事業区間の延長に対する請願を地元の県議、寺井、丸若両先生のご賛同をいただき、紹介議員として徳島県議会に要望するために県庁を訪れまして、徳島県知事と徳島県議会議長に申し入れし、ご要望をいたしました。そして、路線の早期認定と整備を、これも強く強く要望をしてまいりました。

いろいろな課題がたくさんあるわけですが、これで厳しい中でございますけれども、1つだけ額はともかくも、大きな金額ではございませんが、本市の職員挙げての行政改革に取り組む姿勢、これが国の方からお認めをいただきまして、これのさらなる推進を図るようなこと、徳島県に5団体が抜擢されまして、交付金をいただきました。その中に阿波市もはめていただきまして、これをばねに来年も再来年もこれがいただけるように、さらに改革に努力をしてまいりたい、足腰の強い自治体をつくってまいりたいと、このように考えております。

以上、簡単でございますけれども、最近の要望活動等につきましてもご報告申し上げまして、皆様のご理解をいただき、今後は皆様と一緒に要望が実現ができるように努力をしてまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。これで行政報告を終わります。

~~~~~

- 日程第4 議案第 1号 平成19年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について
議案第 2号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第 3号 平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
議案第 4号 平成20年度阿波市一般会計予算について
議案第 5号 平成20年度阿波市御所財産区特別会計予算について
議案第 6号 平成20年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
議案第 7号 平成20年度阿波市老人保健特別会計予算について

- 議案第 8号 平成20年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 9号 平成20年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成20年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第11号 平成20年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第12号 平成20年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 議案第13号 平成20年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第14号 平成20年度阿波市水道事業会計予算について
- 議案第15号 阿波市行政組織条例の一部改正について
- 議案第16号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 市長及び副市長の給与条例及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 阿波市ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第22号 阿波市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第23号 阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 低開発地域工業開発地区の指定に伴う市税課税免除に関する条例の廃止について
- 議案第25号 阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について

- 議案第 26 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 27 号 阿波市高齢者支援事業に関する条例の一部改正について
- 議案第 28 号 阿波市共同作業所の設置条例の廃止について
- 議案第 29 号 阿波市保健センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 30 号 阿波健康福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 31 号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 32 号 阿波市工場設置奨励条例の一部改正について
- 議案第 33 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 34 号 阿波市立学校設置条例の全部改正について
- 議案第 35 号 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について
- 議案第 36 号 阿波市奨学金交付条例の一部改正について
- 議案第 37 号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第 2 工区）変更請負契約の締結について
- 議案第 38 号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第 3 工区）変更請負契約の締結について
- 議案第 39 号 阿波市道路線の認定について
- 議案第 40 号 阿波市道路線の変更について
- 議案第 41 号 公平委員会委員の選任について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三木康弘君） 次に、日程第 4、議案第 1 号平成 19 年度阿波市一般会計補正予算（第 4 号）についてから諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに至る計 42 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、この議会に提案いたしました議案につきまして説明を申し上げます。

提案いたしております議案は、補正予算案件3件、当初予算案件11件、条例案件が22件、契約案件が2件、その他案件2件、人事案件2件の計42件でございます。

まず、議案第1号は、平成19年度阿波市一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億2,300万円とするものでございます。

また、議案第2号は、平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,385万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,302万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案第3号は、平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,823万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,118万9,000円とするものでございます。

次に、議案第4号は、平成20年度阿波市一般会計予算でございますが、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ165億1,100万円とするものでございます。本予算につきましては、平成19年度当初予算に比べて、総額で13%、24億6,400万円の減額となっておりますが、減額の大きな要因は、ケーブルテレビ整備事業の完了によるものでございます。

次に、議案第5号平成20年度阿波市御所財産区特別会計予算から議案第13号平成20年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算までの9件の特別会計予算につきましては、特別会計全体としての歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ89億7,135万7,000円となっております。

なお、平成20年度から新たな高齢者医療制度の創設により、後期高齢者医療特別会計が設置されます。

次に、議案第14号平成20年度阿波市水道事業会計予算につきましては、収益的収入7億645万1,000円、収益的支出6億8,671万9,000円、資本的収入6,472万5,000円、資本的支出4億3,767万4,000円とするものでございます。

次に、議案第15号は、阿波市行政組織条例の一部改正について、入札、契約及び検査については組織体制を見直すに当たり条例改正を行うものでございます。

次に、議案第16号阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び議案第17号阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正をするものでございます。

次に、議案第18号は、市長及び副市長の給与条例及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてでございます。

また、議案第19号阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正につきましては、市長、副市長、収入役及び教育長の給料月額については、平成21年3月31日まで引き続き100分の10減額支給を行うため、関係条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第20号阿波市ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、ケーブルテレビ施設整備事業が完了するため、今後の運営及び設備保守等を適正に実施していくために必要な事項について条例を改正するものでございます。

次に、議案第21号阿波市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の条例改正を行うものでございます。

続いて、議案第22号阿波市後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されることに伴いまして、市において行う事務費等に関し必要な事項を定めるため、条例制定を行うものでございます。

次に、議案第23号阿波市コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、吉野北部コミュニティーセンターの新築に伴い、条例改正を行うものでございます。

次に、議案第24号低開発地域工業開発地区の指定に伴う市税課税免除に関する条例の廃止については、低開発地域工業開発促進法による国の減収補てん制度の廃止等に伴い、本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第25号は、阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございますが、児童福祉の向上と子育て支援の充実を図るため、現在9歳未満の乳幼児等に助成をしております医療費の支給年齢を満12歳未満まで引き上げるため、条例改正を行うものでございます。

次に、議案第26号阿波市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険料の大幅

上昇者に対する保険料の激変緩和措置を延長するための条例改正を行うものでございます。

次に、議案第27号阿波市高齢者支援事業に関する条例の一部改正については、利用者の減少等により一部事業を見直すための条例改正を行うものでございます。

次に、議案第28号阿波市共同作業所の設置条例の廃止について、議案第29号阿波市保健センター設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第30号阿波健康福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、障害者自立支援法施行により地域共同作業所が地域活動支援センターに移行することに伴いまして、関係条例の廃止と一部改正を行うものでございます。

次に、議案第31号阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、中国残留邦人等に対する新たな支援策として支援給付等の制度が実施されることになったことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第32号阿波市工場設置奨励条例の一部改正につきましては、県営西長峰工業団地への工場誘致や市内における工場新設、増設を奨励し、産業振興を図るため、固定資産税及び法人税の免除期間を延長することについて条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第33号阿波市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、市営住宅から暴力団の排除を推進するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第34号阿波市立学校設置条例の全部改正について、議案第35号阿波市立学校施設使用条例の一部改正について及び議案第36号阿波市奨学金交付条例の一部改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第37号は、阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第2工区）変更請負契約の締結について及び議案第38号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第3工区）変更請負契約の締結については、それぞれの工区において契約金額の変更をする必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更後の契約金額は、第2工区5億2,678万5,000円、第3工区3億8,243万1,000円となります。

次に、議案第39号は、阿波市道路線の認定について及び議案第40号は、阿波市道路

線の変更について、阿波市道路線の認定、変更について、道路法の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

議案第41号公平委員会委員の選任について及び諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、3月19日の本会議に説明させていただきたいと思っております。

以上の議案について、提案理由の説明を申し上げましたが、提案内容の詳細につきましては担当部長等より説明申し上げますので、十分ご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（三木康弘君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について、補足説明を求めます。

八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） おはようございます。

それでは、議案第1号平成19年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、現在執行中であります事務事業について、年度末を見すえての見込み額について調整をさせていただきました。

平成19年度阿波市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億2,300万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

債務負担行為の補正ですが、第3条では債務負担行為の変更は、第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第4条では、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。

続いて、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございますが、主なものだけについて説明させていただきます。

1 款の市税では、補正額が7, 097万6, 000円、固定資産税の追加であります。
10 款の地方交付税、補正額が6億8, 531万5, 000円、これにつきましては普通交付税、特交についての追加ということになります。

続いて、14 款の国庫支出金では、6, 881万円の減額となりますが、主なものとしては、国庫負担金で7, 297万3, 000円が主なものとなります。

続いて、18 款の繰入金で、3億1, 673万6, 000円の減額になりますが、これは基金繰入金の減額ということになります。

21 款の市債では、補正額が1億1, 090万円、市債の減額をお願いをいたしております。

歳入合計が、補正前の額194億2, 800万円、補正額が2億9, 500万円、計で197億2, 300万円となります。

続いて、4 ページ、5 ページをお願いいたします。

これも、主なものについて説明させていただきます。

2 款の総務費では、補正額が6, 712万2, 000円の減額となっておりますが、1 項の総務管理費で4, 038万2, 000円等についてが主なものとなります。

続いて、3 款の民生費では9, 168万8, 000円、主なものとして4 項の生活扶助費で6, 600万円の減額となります。

6 款農林水産業費では、補正額が5, 818万3, 000円の減、2 項の農地費で減額5, 828万5, 000円となっております。

続いて、5 ページの8 款の土木費ですが、補正額が7, 832万7, 000円、主なものとして道路橋梁費7, 796万5, 000円の減が主なものであります。消防費では、3, 473万9, 000円の減。

10 款の教育費では6, 406万円の減、主なものとして小学校費の3, 720万円の減が主なものであります。

また、13 款の諸支出金では補正額が7億円、基金費の7億円をお願いいたしております。

歳出の合計が、補正前の額が194億2, 800万円、補正額が2億9, 500万円、計で197億2, 300万円となります。

続いて、6 ページ、7 ページをお願いします。

第2表の繰越明許費ですが、そこに掲げてありますように、耐震診断委託業務、公有財

産管理システム整備事業等、それぞれ繰越明許をお願いいたしております。

第3表の債務負担行為補正では、変更ということで、男女共同参画基本計画策定業務、変更前は190万円でありましたが、平成20年度では112万9,000円ということで、請け差による減額ということでお願いをいたしております。

それから、7ページの第4表地方債補正ということで、追加、地域情報通信基盤整備事業、限度額が9,750万円ということで、無利子であります県の振興資金に振りかえるということで今回お願いをいたしております。

次に、変更でございますが、そこに掲げてありますように、地域情報基盤整備事業では、補正後が197万3,200円、9,750万円の減となっております。また、一般公共事業債では、補正後が2,900万円で、4,380万円の減となります。農地費では、補正後が1億1,200万円、2,470万円の追加、道路橋梁費債では、補正後2億2,200万円、2,400万円の減となります。防災対策事業では1,810万円、2,510万円の減となります。また、学校教育施設等整備事業では、補正後が1億5,830万円で、3,340万円の減となります。また、農林水産業施設災害復旧事業では、補正後が90万円、930万円の減となります。補正前の計が27億5,190万円で、補正後が25億4,350万円で、2億840万円の減額となります。

続いて、事項別明細は省略をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたしたいと思っております。

これも、主なものについて説明をさせていただきます。

1款の市税では、1目の固定資産税、補正額が7,097万6,000円、固定資産税の現年課税分の追加であります。また、10款の地方交付税では、補正額が6億8,531万5,000円、これは普通交付税、特別交付税の追加ということになります。

続いて、20ページ、21ページをお願いいたします。

14款の国庫支出金、3目の民生費国庫負担金では、補正額が1億700万円。これにつきましては、障害者自立支援給付費負担金等が、また障害者医療費負担金等で1,070万円の減額となっております。

18款の繰入金ですが、1項の基金繰入金としてそこに掲げてありますように、一般廃棄物中間処理施設対策基金の繰入金、ふるさと創生基金繰入金、地域福祉基金の繰入金、教育施設整備資金繰入金をそれぞれ今回減額をお願いしているところであります。

それから、20款の諸収入、4目の雑入ですが、次のページをお願いいたします。23

ページの上の方にあります6節の農林水産業雑入ということで2,307万8,000円を追加をいたしております。

それから、21款の市債でございますが、2目の総務債、農林水産業債、土木債、商工債、教育債、それぞれそこに掲げてありますように、農地債では1,910万円の減、道路橋梁債では2,400万円の減、消防債では2,510万円の減、学校教育施設等整備事業債では3,340万円の減、次のページにあります、25ページですが、農林水産業施設災害復旧事業債で930万円の減額をいたしております。

それでは、26ページ、27ページをお願いいたしたいと思います。

歳出でございますが、2款の総務費、10目の情報ネットワーク費、補正額が2,842万6,000円の減となりますが、これにつきましては、ACNの管理費で、それぞれ工事請負費等の減によるものが主なものとなっております。

続いて、28ページ、29ページをお願いします。

2項の徴税費、2目の賦課徴収費では、補正額が1,371万7,000円の減、これにつきましては、その右にあります委託料、空中写真撮影等業務委託料、これにつきましては、監理課で実施をするために不必要となりましたので減額ということになります。

続いて、32ページ、33ページをお願いします。

3款の民生費、1目の老人福祉総務費では、834万8,000円の減、これにつきましては介護保険特別会計への繰出金の減ということでもあります。

続いて、34ページ、35ページをお願いいたします。

4項の生活保護費ですが、2目の扶助費として補正額が6,600万円の減、これについては保護費が減ということでもあります。

続いて、38ページ、39ページをお願いします。

6款の農林水産業費、2項の農地費、1目の農地総務費ですが、補正額が4,358万5,000円の減、主なものとしましては、負担金補助及び交付金等で4,158万5,000円の減となっております。

続いて、42ページ、43ページをお願いします。

8款の土木費、2項の道路橋梁費ですが、4目の地方道整備事業費として補正額が2,150万円、これにつきましては、右にあります補償補填及び賠償金1,500万円が主なものであります。

それから、その下の6目の周辺対策事業費、補正額が6,090万円の減となります

が、これも右にありますように、それぞれ工事請負費、公有財産購入費等の減額が主な要因となっております。

続いて、44ページ、45ページ、お願いします。

9款の消防費ですが、1項の消防費、2目の消防施設費では、1,894万9,000円の減、これにつきましては、右にありますように備品購入費で、今年度ポンプ車2台購入しましたが、その請け差による減が主なものとなっております。

それから、その下の3目の災害対策費では、1,199万円の減、これにつきましても備品購入費で、耐用資機材等、そういったものの請け差による減が主なものとなっております。

続いて、46、47ページをお願いします。

10款の教育費、2項の小学校費、3目の小学校施設整備事業費では、補正額が3,720万円の減、これにつきましては、御所小学校、伊沢小学校の請け差による減額が主なものとなっております。

また、その下の中学校費、3目の中学校施設整備事業費では、補正額が1,560万円の減、これにつきましても、土成中学校、吉野中学校の請け差による減が主なものとなっております。

続いて、50ページ、51ページをお願いします。

13款の諸支出金ですが、1目の基金費、補正額が7億円ということですが、これにつきましては当初でこの財調5億円と減債基金2億円を繰り入れしておりましたが、今回の補正で繰り戻しをしたいということで、お願いをいたしております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（三木康弘君） 洙田市民部長。

○市民部長（洙田藤男君） おはようございます。

議案第2号平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,385万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,302万6,000円とするものでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

歳入について説明をいたします。

4款療養給付費交付金で2,220万円、8款繰入金では165万円、内訳として他会計からの繰入金70万円、基金繰入金95万円、補正合計2,385万円を追加いたしまして、予算の総額を47億3,302万6,000円といたしております。

次に、3ページの歳出につきましては、2款保険給付費で2,385万円、内訳といたしまして、療養諸費で2,130万円、これにつきましては退職者に対する療養費の増加でございます。2項高額療養費90万円、これにつきましても退職者に対するものでございます。4項出産育児諸費につきましては105万円、5項葬祭諸費につきましては60万円。補正合計2,385万円を追加し、予算の総額を47億3,302万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（三木康弘君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） おはようございます。

議案第3号について説明させていただきます。

本補正予算につきましては、平成19年度約8割方執行してまいりましたので、その調整を兼ねて補正予算を提出させていただきました。

平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,823万8,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ34億8,118万9,000円と定めるものでございます。

平成20年2月28日提出、阿波市長。

2ページ、3ページをお願いします。

歳入歳出補正予算、歳入、主なものを申し上げます。

1款介護保険料、減額の1,485万円、3款国庫支出金832万7,000円、内訳は国庫負担金が減額の1,068万4,000円。2項の国庫補助金が1,901万1,000円、4款の支払基金交付金が減額の2,091万8,000円、8款の繰入金が減額の716万7,000円、9款の繰越金が767万4,000円、補正額、減額歳入歳出合計が、歳入合計が減額の3,823万8,000円、計で34億8,118万9,000円となります。

続きまして、歳出をお願いいたしております。

歳出の1款総務費243万9,000円、2款の保険給付費が減額の5,764万3,000円、内訳としまして、2項の介護予防サービス諸費が減額の5,674万7,000円、4款の基金積立金が3,060万円、今回の基金積み立てで平成19年度末で基金は1億2,960万円となります。5款の地域支援事業費で、減額の1,357万6,000円の減額。歳出合計がマイナスの3,823万8,000円、計34億8,180万9,000円となります。

以上、ご審議の上、ご承認をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三木康弘君） それでは、審議の途中でございますが、時間割りの都合上、暫時小休をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き補足説明を求めます。

八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） それでは、議案第4号平成20年度阿波市一般会計予算について説明をいたしたいと思っております。

平成20年度阿波市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ165億1,100万円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は30億円と定める。

歳出予算の流用。第4条、地方自治法第220第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

平成20年2月28日提出。阿波市長小笠原幸。

それでは、2ページ、3ページをお願いいたしたいと思います。主なものだけ説明させていただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算。歳入ですが、1款の市税33億1,522万6,000円、主なものとして市民税では13億3,810万1,000円、固定資産税では16億7,115万9,000円、市たばこ税では2億1,452万8,000円が主なものであります。

続いて、3ページの10款地方交付税、本年度は59億9,113万6,000円をお願いをいたしております。

続いて、その下の14款国庫支出金ですが15億1,764万9,000円、主なものとしましては、1項の国庫負担金として12億5,106万7,000円が主なものであります。

続いて、4ページ、5ページをお願いします。

15款の県支出金では8億9,243万6,000円、主なものとしては県負担金、県補助金等が主なものであります。

続いて、18款の繰入金では14億4,200万1,000円、1項の基金繰入金で14億4,200万円となります。

続いて、5ページの市債ですが、市債は本年度14億4,200万円借り入れすることになります。歳入合計が165億1,100万円となります。

続いて、6ページ、7ページ。

歳出でございますが、2款の総務費では23億807万1,000円、主なものとして総務管理費で18億6,966万5,000円、徴税費で3億429万1,000円となります。

続いて、3款の民生費では55億7,031万8,000円、社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費が主なものとなります。生活保護費も主なものであります。

4款の衛生費では17億4,237万円、1項の保健衛生費では5億4,057万6,000円、清掃費で11億8,648万8,000円をお願いいたしております。

それから、次のページ、7ページですが、6款農林水産業費では、4億5,638万3,000円、1項の農業費、2項の農地費等が主なものであります。

続いて、9款の消防費であります。消防費では6億489万7,000円をお願いいたしております。

10 款の教育費では、17 億1,616 万1,000 円であります。

続いて、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

12 款の公債費では、本年度の支払いが22 億1,778 万4,000 円をお願いいたしております。

また、13 款の諸支出金では5 億1,558 万円、歳出合計が165 億1,100 万円となります。

9 ページの第2 表地方債では、そこに掲げてありますように、トータルで14 億4,200 万円本年度借り入れる予定であります。

事項別明細については省略をさせていただきます。

それでは、歳入について主なものだけ説明をしていきたいと思っております。

1 款の市税では、本年度11 億4,786 万8,000 円、これにつきましては現年度課税分等お願いをいたしております。

それから、その下になります2 項の固定資産税では、16 億7,082 万円計上をしております。

続いて、22 ページ、23 ページをお願いします。

10 款の地方交付税、本年度は59 億9,113 万6,000 円、内訳として普通交付税で56 億9,113 万6,000 円、特別交付税で3 億円を計上いたしております。

続いて、24 ページ、25 ページをお願いいたします。

12 款の分担金及び負担金で、3 目の民生費負担金では、本年度が1 億5,015 万1,000 円、主なものとして、その右にあります3 節の児童福祉費負担金で、1 億1,425 万7,000 円をお願いいたしております。

また、8 目の土木費負担金では6,350 万円ということで、1 節の道路橋梁費負担金、阿北火葬場周辺対策事業負担金、また組合への周辺対策に対する負担金6,000 万円が予算として計上させていただいております。

続いて、26 ページ、27 ページをお願いいたしたいと思っております。

13 款の使用料及び手数料では、2 目の総務使用料2 億6,272 万8,000 円、主なものとしてACNの使用料が主なものとなっております。

また、8 目の土木使用料では8,745 万6,000 円、これは住宅の使用料でございます。

続いて、30、31 ページをお願いします。

14款の国庫支出金、3目の民生費国庫負担金では12億5,106万6,000円、主なものとしては、社会福祉費負担金、児童福祉費負担金が主なものとなっております。

次のページ、32、33ページに、生活保護費負担金として、本年度7億3,779万円をお願いいたしております。

それから、34ページ、35ページをお願いします。

14款国庫支出金で、10目の教育費国庫補助金1億2,200万円、これは中学校費補助金として1億2,025万円をお願いいたしております。

それから、36、37ページをお願いします。

3目の民生費県負担金で4億2,074万8,000円、主なものとしては社会福祉費負担金2億6,098万2,000円、老人福祉費負担金、今回後期高齢者保険基盤安定負担金として7,283万8,000円、またその下にあります3節の児童福祉費負担金では8,192万8,000円をお願いいたしております。

次のページ、38ページ、39ページ、お願いいたします。

民生費の県補助金では1億5,330万9,000円、主なものとしましては、1節の社会福祉費補助金で1億331万8,000円が主なものであります。

それから、その下にあります6目の農林水産業費県補助金では8,860万9,000円、これの主なものについては徳島強い農林水産業づくり事業補助金が主なものとなっております。

次のページ、お願いします。上から2節でございますが、農地費補助金として3,538万2,000円をお願いいたしております。

それから、44ページ、45ページをお願いします。

ここに、16款財産収入で、2目の物品売払収入ということで、金額は305万1,000円ではありますが、ケーブルテレビの旧の撤去費ということで、それを撤去したケーブル、そういったものを売却するということで300万円お願いしております。

続いて、46ページ、47ページお願いします。

18款の繰入金、1項の基金繰入金、本年度は財政調整基金繰入金から6億円、減債基金から3億円、一般廃棄物の中間処理施設対策基金の繰入金が2億9,900万円、ふるさと創生基金繰入金で3,900万円、地域福祉基金繰入金から1億2,000万円、教育施設整備基金繰入金から8,400万円を計上いたしております。

続いて、48ページ、49ページ。

19 款の繰越金ですが、本年度 2 億 1, 000 万円をお願いいたしております。

続いて、52 ページ、53 ページをお願いいたします。

この中で、10 節の教育雑入ということで 1 億 1, 415 万 2, 000 円計上しております。この主なものにつきましては、そこにあります小・中学校児童・生徒、教職員の給食費 1 億 34 万 1, 000 円が主なものとなっております。

また、21 款の市債では、2 目の総務費で 10 億 7, 700 万円、これにつきましては臨時財政対策債で 5 億 6, 700 万円、地域情報通信基盤整備事業債で 3, 500 万円、基金造成費で 4 億 7, 500 万円計上いたしております。それから、農林水産業債では 7, 420 万円、道路橋梁債では 1 億 9, 300 万円、消防債では 780 万円。それから、次のページの 55 ページで、学校教育施設等整備事業債で 9, 000 万円を借り入れするというところでしております。

それでは、歳出ですが、歳出につきましても、主なものだけ説明させていただきたいと思っております。

64 ページ、65 ページをお願いいたします。

2 款の総務費、6 目の企画費ですが、1 億 6, 226 万 5, 000 円、この主な内容につきましては、次のページ、67 ページですが、その真ん中辺にあります自治会育成振興費交付金として 4, 770 万円、また広報費で 1, 040 万 7, 000 円を計上させていただいております。

続いて、70 ページ、71 ページをお願いいたします。

10 目の情報ネットワーク費では、4 億 8, 814 万 2, 000 円ということで、主なものとしましては、ACN の管理費として 4 億 2, 150 万 7, 000 円、主なものとしましては、旧の設備の撤去の設計監理委託料とかいろいろ、それから幹線等保守点検委託料で 1 億 1, 157 万 4, 000 円、また工事請負費、本年度音声告知器もまだ未加入の方がございますので、それについても行っていきたいということで、そういった撤去工事費とかを含めまして 2 億 2, 385 万 1, 000 円をお願いいたしております。

続いて、90 ページ、91 ページをお願いいたします。

3 款の民生費、1 目の社会福祉総務費では 8 億 3, 500 万 7, 000 円ということで、主なものにつきましては、次のページ、93 ページですが、出産祝い金、これが 1, 615 万円、それから国保会計への繰出金として 2 億 8, 445 万 9, 000 円を計上いたしております。

それから、2目の障害者福祉費では7億3,480万6,000円、この主なものにつきましても、次のページ、95ページですが、障害者自立支援給付費として6億1,593万円が、これは扶助費でございますが、これが主なものとなります。

続いて、102ページ、103ページをお願いします。

2項の老人福祉費、1目の老人福祉総務費ですが、今年度7億3,025万8,000円、次のページをお願いします。105ページですが、真ん中より少し下にあります介護保険への繰出金として5億7,756万6,000円が主なものであります。

次に、2目の老人医療費で5億2,780万8,000円ですが、これにつきまして次の107ページですが、新しく本年度より、上にあります後期高齢者医療広域連合分賦金として3億8,441万5,000円、また繰出金として1億3,417万4,000円が主なものであります。

続いて、124ページ、125ページをお願いします。

4項の生活保護費ですが、真ん中ほどにあります2目の扶助費で、本年度9億8,372万円、これは扶助費であります。

続いて、128、129ページ。

1項の保健衛生費、3目の乳幼児等医療費で、本年度1億3,886万1,000円、これは129ページにあります乳幼児等医療費に対しての扶助費1億3,160万円が主なものであります。

また、その下にあります4目の保健事業費5,049万8,000円ですが、次のページをお願いします。131ページですが、一番上にあります妊婦・乳児健診委託料ということで1,012万8,000円をお願いいたしております。

次に、132ページ、133ページをお願いします。

4款の衛生費で、1目の清掃総務費では9億6,172万4,000円ということで、次のページをお願いしますが、真ん中にあります清掃総務費として8億5,607万円、主なものとしては、中央広域環境施設組合負担金として7億7,302万4,000円、阿北環境整備組合負担金として7,501万6,000円が主なものであります。

続いて、166ページ、167ページをお願いします。

8款の土木費、3目の道路新設改良費ですが1億6,734万9,000円、主なものとしまして、そこに真ん中にありますように、橋梁点検委託料として1,300万円、工事請負費として9,000万円計上させていただいております。

それから、その下の4目の地方道整備事業費では2億2,627万3,000円、この主なものにつきましては、次のページ、169ページですが、工事請負費で1億900万円、公有財産補償金等が主なものとなります。また、その下にあります周辺対策事業費3億7,680万9,000円、これにつきましては、周辺対策の事業費として3億6,770万円を計上させていただいております。次のページ、171ページに、工事請負費、公有財産購入費が主なものとなっております。

続いて、174ページ、175ページ。

9款の消防費ですが、1目の非常備消防費5億2,472万1,000円、この主なものにつきましては、177ページ真ん中ほどにあります徳島中央広域連合分賦金として4億7,105万1,000円、これが主なものであります。

また、2目の消防施設費では6,345万2,000円、これにつきましては、その下にあります備品購入費として、ポンプ車1台、また可搬3台、本年度購入して整備をしていきたいということで、これが主なものとなっております。

続いて、180ページ、181ページ。

教育総務費、2目の事務局費ですが3億543万8,000円、これにつきましては、下の方にあります学校給食センター負担金、これが6,667万4,000円ということで、主なものとなっております。

続いて、204ページ、205ページをお願いします。

中学校費ですが、3目の中学校施設整備事業費として3億448万7,000円、この主な内容につきましては、土成中学校の施設整備事業費として2億9,433万3,000円、設計委託料、工事請負費、それから市場中学校施設整備事業費として1,015万4,000円、それから207ページの耐震業務の委託料ということで計上をさせていただいております。

続いて、240ページ、241ページをお願いします。

12款の公債費、1目の元金ですが17億9,727万8,000円、本年度元金として支払いするものであります。

また、2目の利子では4億2,050万6,000円ということで、これが利子の支払いということになります。

続いて、242、243ページですが、13款の諸支出金で、1目の基金費、本年度5億1,558万円を計上させていただいております。

以上、走る走るでございますが、一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号、特別会計でございますが、平成20年度阿波市御所財産区特別会計予算を説明いたしたいと思っております。

平成20年度阿波市の御所財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,513万4,000円と定めるものであります。

次のページ、2ページ、3ページをお願いします。

歳入ですが、この御所財産区の予算につきましては、1款の財産収入、それから2款の繰越金、そして諸収入ということで、歳入合計が1,513万4,000円、また歳出でも、管理費、事業費等が主なもので、1,513万4,000円となります。

中身につきましては、ご承知のように、御所財産区は財源としてはゴルフ場に貸している、その費用が主なもので、その費用を利用して、それぞれ財産区の山の除間伐とか下刈りとか、そういったものを事業費として計上しているものであります。

以上、走る走るでございますが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三木康弘君） 洙田市民部長。

○市民部長（洙田藤男君） それでは、議案第6号平成20年度阿波市国民健康保険特別会計予算について補足説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ44億1,799万2,000円と定めております。

第2条では、一時借入金の最高額を2億円と定めております。

次に、2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

1款国民健康保険税では6億9,717万3,000円、2款使用料及び手数料では24万5,000円、3款国庫支出金では13億4,557万8,000円、内訳といたしまして、国庫負担金が9億457万8,000円、国庫補助金が4億4,100万円。4款の療養給付費交付金では1億4,900万1,000円、5款前期高齢者交付金では6億7,500万円。6款の県支出金では1億9,957万7,000円、内訳といたしまして県負担金で2,557万7,000円、県補助金で1億7,400万円。7款の共同事業交付金では7億2,294万2,000円、8款の財産収入では5万円。繰入金で

は、5億9,445万9,000円、10款の繰越金で3,000万円、11款の諸収入では369万7,000円。歳入合計で44億1,799万2,000円といたしております。

次のページをお願いいたします。4ページ、5ページでございます。

歳出につきましては、1款の総務費で8,461万円、2款の保険給付費では28億7,988万6,000円。内訳といたしまして、療養諸費で25億1,239万9,000円、高額療養費で3億4,898万7,000円、出産育児諸費で1,680万円。次に、3款の後期高齢者支援金等では3億8,046万円、4款の前期高齢者納付金等で2,000円でございます。5款老人保健拠出金では8,953万6,000円、6款の介護納付金では2億1,350万円、7款の共同事業拠出金では7億2,294万5,000円、8款の保健事業費では3,661万6,000円。主に、2項の医療費適正化特別対策事業費で1,426万8,000円、3項の特定健診等事業費で1,860万7,000円でございます。9款基金積立金では5万円、10款の公債費でも5万円、11款諸支出金では533万7,000円、1項の償還金及び還付金で533万6,000円でございます。12款予備費といたしまして500万円、歳出合計が44億1,799万2,000円といたしております。

以上で議案第6号の説明を終わります。

続きまして、議案第7号平成20年度阿波市老人保健特別会計予算についての補足説明をいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ4億5,670万2,000円と定めております。この予算につきましては、3月分の療養費の支払い分1カ月分の予算といたしております。

第2条では、一時借入金の最高額を3,000万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

支払基金交付金で2億3,286万2,000円、2款の国庫支出金では1億4,822万円、3款の県支出金では3,705万5,000円、4款繰入金では3,705万5,000円、5款繰越金では50万円、諸支出金では101万円、主に雑入でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1 款の医療諸費で4億5, 519万2, 000円、2 款の諸支出金で141万円、3 款予備費で10万円、歳出合計が4億5, 670万2, 000円といたしております。

以上で議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議案第8号平成20年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6, 882万2, 000円と定めております。

第2条では、一時借入金の最高額を3, 000万円と定めております。

次のページをお願いいたします。2ページ、3ページでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険で2億7, 169万6, 000円、2 款の使用料及び手数料では1, 000円の座を設けております。4 款繰入金では9, 711万9, 000円、一般会計からの繰入金で9, 711万9, 000円。この繰入金につきましては、保険料の低所得者の減額分の補てんでございまして、この金額の4分の3が県、4分の1が市の負担になっております。6 款の諸支出金では6, 000円、歳入合計が3億6, 882万2, 000円といたしております。

次のページ、歳出につきましては、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして3億6, 881万5, 000円、諸支出金で3, 000円、予備費で4, 000円、歳出合計が3億6, 882万2, 000円といたしております。

以上で議案第8号の説明を終わります。

続きまして、議案第9号平成20年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3, 127万円と定めております。

第2条では、一時借入金の最高額を1, 000万円と定めております。

次に、2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1 款分担金で280万円、2 款の使用料及び手数料で1, 262万5, 000円、主に使用料の1, 262万1, 000円でございます。3 款繰入金では1億1, 484万4, 000円、一般会計からの繰入金でございます。4 款繰越金では100万円、5 款諸収入で1, 000円、歳入合計が1億3, 127万円。

次に、歳出につきましては、総務費で93万円、2 款の事業費で5, 299万3, 000円、3 款公債費で7, 584万7, 000円、4 款の予備費といたしまして150万

円、歳出合計1億3,127万円といたしております。

以上で議案第9号の説明を終わります。

続きまして、議案第10号平成20年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての補足説明をいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ115万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳入につきましては、繰入金、一般会計からの繰入金で115万円。

次のページの歳出につきましては、公債費で111万5,000円。

以上で第10号の説明を終わります。

続きまして、議案第11号平成20年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,197万2,000円と定めております。

第2条では、一時借入金の最高額を300万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

2ページの歳入につきましては、1款県支出金で192万5,000円、2款の諸収入で958万4,000円、内訳といたしましては、貸付金元利収入で957万3,000円でございます。

3款の繰入金では46万2,000円、一般会計からの繰入金でございます。歳入合計が1,197万2,000円となっております。

次に、歳出につきましては、1款の貸付事業費で、所管事務費として56万5,000円、2款の公債費といたしまして1,140万7,000円、歳出合計が1,197万2,000円といたしております。

以上、議案第6号から第11号についての説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（三木康弘君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） それでは、議案第12号平成20年度阿波市介護保険特別会計予算についてご説明させていただきます。

介護保険につきましては、ご承知のように、平成10年度から介護保険法によりまして特別会計になっております。平成20年度につきましては、3点の項目を設けまして、主

なものは、介護サービス事業、介護予防事業、支援事業、この3つの柱に予算を組み立てております。本年度20年度が、平成18、19、20年度の最終年度の年度となっております。今現在、認定者数は、要支援から介護度5までにつきまして約2,400名でございます。また、65歳以上の対象者につきましては、阿波市内では約1万1,300人が対象者となっております。この負担区分でございますが、65歳以上が19%、40歳から64歳までが39%の負担区分でございます。残りの50%が公費負担ということで、国が25%、県が12.5%、市が12.5%の財政負担をもって介護保険を予算化させていただいております。

それでは、平成20年度の介護保険特別会計の予算について。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億6,413万5,000円と定め、第2条で一時借入金の借入最高額を2億円と定める。

平成20年2月28日提出、阿波市長。

続きまして、2ページ、3ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますが、主なものをご報告させていただきます。

1款の介護保険料が5億8,153万3,000円、使用料・手数料が117万1,000円、国庫支出金が8億4,141万2,000円、内訳として国庫負担金が5億8,696万7,000円、国庫補助金として2億5,444万5,000円、支払基金交付金として10億3,871万円、県支出金として5億682万2,000円、内訳として県負担金が4億9,774万7,000円、県補助金として907万3,000円。8款の繰入金として、一般財源からの繰入金が5億7,756万6,000円、基金繰入金として1,680万5,000円、トータル5億9,437万1,000円となっております。

歳入合計が35億6,135万円、伸び率が2.3%でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお願いしたいと思います。

保険給付費として33億3,759万8,000円、内訳として、介護サービス諸費28億9,750万6,000円、介護予防サービス諸費として2億5,147万2,000円、高額介護サービス費として5,564万5,000円、特定入所者介護サービス諸費として1億2,825万5,000円、財政安定化基金拠出金等で2,019万8,000円。5款の地域支援事業費として5,090万2,000円、内訳として、介護予防事業費として1,418万7,000円、包括的支援事業・任意事業費でございますが、

3, 671万5, 000円、トータルで、歳出合計35億6, 413万5, 000円となっております。

歳入につきましては、先ほど申しましたものが主なものでございますので、歳出の主なものをご報告させていただきます。

26ページ、27ページをお願いしたいと思います。

1款の3項の認定審査会費でございますが、1目で中央広域連合会の賦課金として2, 809万円、これは吉野川市との均等割でございます、均等割が961万8, 000円、実績割が42.9%、財政割が48.8%となっております。認定調査費でございますが2, 800万9, 000円、これは主なものとして、役務費の1, 544万4, 000円と委託料850万5, 000円、手数料は3, 400件ぐらいございますが、主治医の更新、また新規の手数料と訪問審査手数料が約3, 000件ございます。これも、お医者さんに払います委託と施設の調査委託料でございます。

1款5項の計画策定会費でございますが、先ほど申しました21年度から3年間のローリング方式で、また介護保険料を定めなくてはなりません。その策定委託料が440万円が主なものでございます。

続きまして、28、29ページをお願いします。

2款の1項、介護サービス諸費でございますが、1目で居宅介護サービス給付費として8億6, 794万2, 000円、これは対象者が約1, 300人ございますが、そのサービス給付費でございます。

3目の地域密着型介護サービス費4億2, 282万3, 000円、市内に認知症の方のサービス諸費でございます。約140名程度おります。

5目の施設介護サービス給付費でございますが14億8, 500万5, 000円、市内で各特別養護老人ホーム等に入所しております方の給付費でございます、約460名程度入所しております。

続きまして、30、31ページをお願いしたいと思います。

居宅介護の福祉用具購入費でございます406万2, 000円、これは10万円を限度としてそれぞれの福祉用具を購入する補助でございます。

また、8目の居宅介護の住宅改修費でございますが、20万円を限度としての改修補助でございます。

続いて、9目の居宅介護サービス計画給付費でございますが、1億504万6, 000

円が予算化をさせていただいております。

2 款の 2 項、介護予防サービス等諸費でございますが、1 目の介護予防サービス給付費として 2 億 6 0 6 万 3, 0 0 0 円、これは介護認定以外の方の 6 5 歳以上の方が介護にかからないようにするための運動器の機能向上、また栄養指導をするための予算化でございます。

続きまして、3 2、3 3 ページをお願いしたいと思います。

これも、2 款 2 項で介護予防サービス諸費として、5 目の予防福祉用具購入費で、先ほど申しました 1 0 万円を限度として 2 4 6 万円、また住宅改修費が 1, 0 7 3 万 9, 0 0 0 円、これは 2 0 万円を限度として予算化をさせていただいております。

続きまして、3 4、3 5 ページをお願いしたいと思います。

2 款 4 項高額介護サービス等諸費で、1 目の高額介護サービス費として 5, 5 6 4 万 4, 0 0 0 円、これは利用料が 1 割負担でございますが、その限度額をオーバーしたものに對しまして国保の高額医療と同じように払い戻しをする制度でございまして、一般的には 3 万 7, 2 0 0 円、非課税の方は 2 万 4, 6 0 0 円、月々オーバーした分について自動的に払い戻しをさせていただいております。

続きまして、3 6、3 7 ページでございます。

2 款の 5 項特定入所者介護サービスでございますが、1 目のサービスで 1 億 2, 7 8 4 万 7, 0 0 0 円、これは施設に入っております方々で低所得者の場合、それぞれの生活費として食費、部屋代、電気代等が負担がありますが、その負担につきまして入所を容易にするために、ある程度の所得の方に対します援助の額でございます。

続きまして、3 8、3 9 ページをお願いします。

3 款の 1 項では、財政安定化拠出金等でございますが、2 目で財政安定化基金償還金として 1, 7 0 0 万 4, 0 0 0 円、これは合併前の旧 3 町が介護保険会計の赤字のために借り入れております部分につきまして償還するもので、その借入額のトータルが 9, 3 3 0 万 5, 0 0 0 円でございます。平成 2 3 年度まで償還があります。

続きまして、4 2 ページをお願いしたいと思います。4 2 ページの最後の任意事業費として 3 8 0 万 3, 0 0 0 円、これの中で手数料として 2 0 万円と適正化事業委託料 2 4 1 万 5, 0 0 0 円、適正化事業委託料につきましては、介護のそれぞれの施設からの給付が適正であるか審査するものでございます。また、扶助費の 1 1 7 万円につきましては、重度の介護をしておる方に家庭での介護用品の支給と、また家庭介護でしておる方の移動を

するための予算化でございます。

以上、走る走るでございますが、20年度の予算につきまして説明させていただきました。ご審議の上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三木康弘君） 森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 議案第13号平成20年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について補足説明させていただきます。

1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ418万円と定める。

2ページをお願いします。

歳入の主なものについて説明いたします。

2款使用料及び手数料で207万6,000円、4款繰入金で180万円、5款繰越金30万円となっており、歳入合計が418万円であります。

次に、3ページですが、1款総務費56万1,000円、これは総務管理費でございます。2款施設費360万9,000円、内容につきましては、光熱水費、修繕費等となっております。4款予備費は1万円で、歳入合計が418万円であります。

5ページ以降につきましては、予算に関する説明書となっておりますので、お目通しをお願いします。

次に、議案第14号平成20年度阿波市水道事業会計予算について補足説明いたします。

1ページをお願いします。

第2条、業務の予定事業については、給水とする1万4,260戸、年間送水量251万2,920立方メートル、1日平均給水量1万4,008立方メートルと定めるものがございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございますが、3条予算では、当該年度の企業の経営活動に伴い発生すると予定されるすべての収益と、それに対応するすべての費用を計上いたしております。

収入で、第1款水道事業収益7億645万1,000円、内訳といたしまして、第1項営業収益6億9,322万1,000円、第2項営業外収益1,319万円、第3項特別利益4万円となっております。

支出で、第1款水道事業費用が6億8,671万9,000円、内訳といたしまして、

第1項営業費用5億8,366万6,000円、第2項営業外費用7,805万3,000円、第3項特別損失1,000万円、第4項予備費1,500万円となっております。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、この4条予算では経営活動の維持発展を図るため、将来の経営活動に備えて行う建設改良、それと現在の経営活動に用いている施設に係る企業債の償還金等の収支について予定額を計上いたしております。

収入で、第1款資本的収入6,472万5,000円、内訳いたしまして、第1項出資金192万5,000円、第2項工事負担金280万円、第3項企業債6,000万円となっております。

支出で、第1款資本的支出4億3,762万4,000円、内訳といたしまして、第1項建設改良費1億8,457万5,000円、第2項企業債償還金2億5,304万9,000円となっております。

2ページに移りまして、第5条、企業債では、借入限度額を6,000万円と定めるものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費と公債費を定めるものでございます。

第7条では、他会計からの補助金を受ける金額は1,625万5,000円となっております。

第8条では、棚卸資産購入限度額を1,000万円に定めるものでございます。

債務負担行為に関する調書につきましては、予算に関する説明書となっておりますので、お目通しをよろしく申し上げます。

以上で平成20年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算並びに平成20年度阿波市水道事業会計予算の補足説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

(「議長、小休お願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(三木康弘君) 暫時小休いたします。

午後0時02分 休憩

午後0時04分 再開

○議長(三木康弘君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を続けます。

八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） それでは、議案第15号阿波市行政組織条例の一部改正についてを説明させていただきます。

今回のこの一部改正につきましては、統一した基準での入札契約事務の執行や今後の電子入札等の導入、収入検査による公正、効率的な検査の執行を目指し、総務部に入札、契約及び検査に関する担当を設置するため条例改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、総務部に「入札、契約及び検査に関すること」を加えまして、産業建設部の「入札及び契約に関すること」を削るものであります。

施行日等につきましては、平成20年4月1日からということになります。

続いて、議案第16号であります。阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてですが、概要と主な改正内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が19年8月1日より施行されたことに伴い、法制化された育児時間勤務制度等の運用に関して本市の関係条例の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、今までは3歳未満の子に対しての育児休業でありましたが、今回の改正によりまして、小学校就学の時期に達するまでの子を養育する常勤職員を対象とした育児短時間勤務制度の導入であります。この育児短時間勤務につきましては4つのパターンがあります。1つ目として、1日当たり4時間勤務、週2時間勤務といたします。また、2つ目として、1日当たり5時間勤務、週2.5時間勤務。3つ目として、週3日勤務、週2.4時間勤務。また、4つ目として、週2日半ということで、週20時間勤務。この勤務形態の中から職員が選択ができると、そういう改正であります。

また、育児短時間勤務職員が処理できない業務を行うため、任期付きの短時間勤務職員を任用することができる規定の追加をいたします。

また、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整ということで、改正前は育児休業期間について2分の1の換算率で昇級期間の計算をしておりましたが、改正育休法施行日以後につきましては、100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなすものであります。

施行日につきましては、20年4月1日からとなります。

続いて、議案第17号であります。今議案第16号で説明しましたものに関連するわけですが、ここでは職員の勤務時間、休暇等に関して一部改正を行うものであります。主な改正内容につきましては、育児短時間勤務職員等の勤務時間、週休日等を規定するもの、また育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の勤務時間、週休日等を規定、また育児短

時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に対して超過勤務を命ずることができる場合を公務運営に著しい支障がある場合として規則で定める場合にのみ限定するというのであります。

施行日につきましては、平成20年4月1日からということになります。

続いて、議案第18号であります。市長及び副市長の給与条例及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理に関する条例の一部改正についてでございますが、市長、副市長及び収入役の給料月額については、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、100分の10の減額支給を行っていましたが、さらに引き続き平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、100分の10を減じた額とすることといたします。

施行日は、平成20年4月1日施行であります。

続いて、議案第19号阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてですが、同じように、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、100分の10の減額支給を行っていましたが、さらに引き続き平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、100分の10を減じた額とすることとしました。

施行日等につきましては、平成20年4月1日からとなります。

続いて、議案第20号ですが、阿波市ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、主な概要につきましては、今回の改正については3年間推進してきました阿波市ケーブルテレビ施設整備事業が完了するため、今後の運営及び設備保守等を正常に実施していくために必要な事項の条例改正を行うものであります。主なものにつきましては、ACN業務を明確にするとともに、今回広告放送を可能とするもの、また2つ目として料金等を明記するとともに、延滞金、督促手数料を徴収することができるよう定めるものであります。

また、附則では、既存のケーブルテレビ放送を終了するため、土成町エリアの阿波市農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例及び市場町エリアの阿波市農村多元情報システム設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

施行日等につきましては、平成20年4月1日からとなります。

以上、簡単ですが、説明といたします。

○議長（三木康弘君） 洙田市民部長。

○市民部長（洙田藤男君） 議案第21号阿波市国民健康保険条例の一部改正について説明いたします。

国民健康保険法等の一部改正に伴う条例の一部改正でございます。主な改正点につきましては、第5条の改正につきましては一部負担が3歳から6歳に達する日の最初の3月31日まで2割ということ、また70歳に達する日の属する月の翌月から2割となるという改正でございます。ただし、平成20年4月から平成21年3月までの間1年間につきましては、70歳から74歳の方について現状のとおり窓口負担につきましては1割負担を据え置くということでございます。

また、8条につきましては、保険者に特定健診または特定健康指導を義務づけるための改正でございます。

施行日につきましては、一部の規定を除きまして、平成20年4月1日といたしております。

続きまして、議案第22号阿波市後期高齢者医療に関する条例の制定であります。

平成20年4月1日から、後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、市において行う事務等に関し必要な事項を定める必要があったため条例を制定いたしております。

主な制定事項につきましては、第2条につきましては高齢等で制定する事務のほかに行う事務の制定をいたしております。

第3条につきましては、本市において保険料を徴収すべき保険者についてでございます。

第4条につきましては、普通徴収の方法により徴収する保険料の納期の制定でございます。

第5条につきましては、督促手数料の制定でございます。

第6条につきましては、延滞金の算定割合等についての制定でございます。

第7条、第8条につきましては、罰則規定、過料等の制定でございます。

また、附則の2条につきましては、平成20年度において被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の納期の特例に関する制定でございます。

施行日といたしては、20年4月1日といたしております。

次に、議案第23号阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

吉野北部コミュニティセンターの新設に伴いまして、設置及び管理条例の一部を改正

するものでございます。

第2条中に、名称といたしまして「吉野北部コミュニティーセンター」、1といたしまして「阿波市吉野町西条字東姥御前122番地1」を追加をいたしております。

第8条第1項中、「ただし、吉野コミュニティーセンター及び吉野藤原コミュニティーセンターの使用料は無料とする」とありましたのを削除をいたしております。

なお、別表第8条関係を改正し、一般使用料と営利目的使用料の使用料を統一をいたしております。

なお、一般使用者という取り扱いにつきましては、第9条の方で使用料の減免というのがございまして、市長が公共及び公益事業のために使用するとき、または相当の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除するということで、地元の自治会等の使用につきましては免除となります。

次に、議案第24号低開発地域工業開発地区の指定に伴う市税課税免除に関する条例の廃止についてでございます。

開発地域の指定につきましては、昭和40年3月31日から40年間の経過ということで、平成17年3月31日までの固定資産の取得を行ったものに対し固定資産税を3年間免除するという条例でございます。

適用期限の平成16年に1件の新設がありまして、17年から3年間の課税免除を行い、19年度をもって適用期限が終了をいたしましたので、今回廃止するものでございます。また、阿波市において市の産業振興を図ることを目的といたしまして、阿波市工場設置奨励条例が制定されており、奨励措置として固定資産税を免除するという内容が整備されていること、また同時に低開発地域工業開発促進法第5条による国の減収補てん制度の廃止等に合わせまして、本税免除条例を廃止するものでございます。

施行日といたしましては、20年4月1日といたしております。

以上、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（三木康弘君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） それでは、私の方から議案第25号から第31号について補足説明をさせていただきます。

議案第25号阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、市長が申しましたように、満9歳から12歳誕生日までの乳幼児を無料化するものでございます。この延長によりまして、約1,063名が対象者となります。その財源は、初年度

で1,071万9,000円、通年で2,814万円を予定しております。

施行日は、20年10月1日としております。

続きまして、議案第26号阿波市介護保険条例の一部改正でございますが、国の税制改革の影響を受けまして、介護保険料の大幅上昇につきましては、平成18、19年度につきまして激減緩和措置が講じられておりましたが、昨年12月に政令が改正になりまして、延長が可能となりました。可能となりましたので、今回一部改正をしまして、平成20年まで延長するものでございます。その減収額は約400万円で、対象者は約1,000名程度と予定しております。

続きまして、議案第27号阿波市高齢者支援事業に関する条例の一部改正でございますが、阿波市で現在高齢者支援事業において4つの事業をしておりますが、そのうち外出支援サービス事業、これにつきましては現在約4名程度ということと、また市内に介護タクシーが充実して、その方向の方へ振り分けができるということで廃止をお願いしたい。また、寝具等洗濯・乾燥・消毒サービス事業につきましては、市内におきまして大型洗濯機の普及に伴いまして、平成19年度は利用者がゼロ、また今後におきましても利用者が見込まれないということで、サービス事業の廃止をお願いするものでございます。

施行日は、平成20年4月1日からお願いします。

議案第28号の阿波市共同作業所の設置条例の廃止につきましては、障害者自立支援法が制定になりまして、20年4月から土成障害者地域共同作業所が地域生活支援事業の活動支援センターに移行しますので、この名称がなくなるため、条例の廃止をするものでございます。その廃止のかわりに、議案提出の第29号へ移行させていただきます。

議案第29号につきましては、先ほど廃止しました共同作業所のかわりに土成保健センター内に地域活動センターとして共同作業が活動をするものでございます。

議案第30号阿波健康福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、これは旧阿波地区にありますバーベナの里につきましても、議案第28号の廃止に伴いまして、「共同作業所」といった文面を削除するものでございます。

附則として、20年4月1日から施行させていただきます。

議案第31号でございますが、重度心身障害者に対します助成の中で、対象除外項目としまして、生活保護を受けている者のほかに、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律が制定されまして、20年4月からこの法律で適用になりますので、適用除外としてこの条例改正をお願いするものでございます。

以上、7議案につきまして、ご審議の上、ご承認よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 議案第32号阿波市工場設置奨励条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきたいと思ひます。

県営西長峰工業団地の早期誘致を図るため、県では分譲価格の値下げや業種の拡大を図っております。本市といたしましても、ともに足並みをそろえまして、早期に完売ができるよう、また本市への企業誘致を進めるため、阿波市工場設置奨励条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、阿波市において工場誘致を奨励する措置といたしまして、これまで工場を新設する場合、操業開始の日の属する年度から3年間、法人税また固定資産税を免除をいたしております。また、工場の増設の場合につきましては、増設された分につき、操業開始の属する年度から2年間、固定資産税を免除をいたしております。

今回の改正は、工場新設の場合、3年間全額免除後2年間延長をいたしまして、4年目、5年目の固定資産税を半額免除すると、また増設の場合につきましても、2年間全額免除後1年延長をいたしまして、3年目の固定資産税を半額免除といたします。この奨励措置を延長することによりまして、阿波市における工場の新設、増設を奨励をし、市の産業振興を図りたい、そのように考えております。

施行日は、平成20年4月1日からとなっております。

続きまして、議案第33号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、公共賃貸住宅における暴力団排除について警察庁及び国土交通省から通達がありました。それに伴いまして、入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩の確保、そういう観点から県の指導がありました。排除の推進のために条例改正を行うものでございます。

施行日につきましては、平成20年4月1日からとなっております。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三木康弘君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 議案第34号から第36号までの3件の条例改正について補足説明をいたします。

議案第34号阿波市立学校設置条例の全部改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律が平成19年6月27日に公布をされまして、それに伴いまして本条例を全部改正をするものでございます。

改正内容につきましては、現行条例で小学校、中学校及び幼稚園を設置するというふう
に規定をしておりますが、幼稚園に関する事項が最初に位置づけられたことによりまし
て、幼稚園、小学校、中学校の順序に改める全部改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行し、平成19年12月26日から適用
するといたしております。

次に、議案第35号阿波市立学校施設使用条例の一部を改正する条例につきまして、こ
れにつきましても、先ほど申し上げました学校教育法等の一部が改正されまして、それ
に伴います法律の条、項が移動されましたので、本条例につきましても所要の改正をいた
すものでございます。

なお、施行日につきましては、先ほどの議案第34号と同じでございます。

次に、議案第36号阿波市奨学金交付条例の一部を改正する条例につきまして、これに
つきましてもは学校教育法が一部改正がされまして、盲学校、聾学校、養護学校、この3つ
の学校が特別支援学校というふうにより一本化されたことによります用語の改正を行うもの
でございます。

なお、施行日につきましては、平成20年4月1日といたしております。

以上、補足説明といたします。ご審議の上、ご決議くださいますようお願い申
し上げます。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 議案第37号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第2工
区）変更請負契約の締結について。

平成19年度実施中の阿波市ケーブルテレビ施設整備工事のうち、第2工区、市場町エ
リアですが、これについて変更すべき点が発生したため、変更請負契約、仮契約ですが、
締結しましたので、これについて議会の議決を求めるものであります。

契約金額につきましては、5億2,810万8,000円から132万3,000円を
減額し、5億2,678万5,000円に改めるものであります。主な変更理由としまし
ては、工事すべき宅内工事件数を「3,762件」から「3,665件」に訂正し、この
工事に係る経費等を合わせて減額修正するものであります。

続いて、議案第38号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第3工区）変更請負契約の
締結について。

第3工区、土成町エリアについて変更すべき点が発生しました。そういったことで、変

更請負契約、仮契約ですが、締結しましたので、これについても議会の議決を求めるものであります。契約金額が3億8,440万5,000円から197万4,000円を減額し、3億8,243万1,000円に改めるものであります。主な変更理由としましては、宅内工事件数を「2,508件」から「2,481件」に訂正し、この工事に係る経費等を合わせて減額修正するものであります。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 議案第39号阿波市道路線の認定につきましてご説明をさせていただきますと思います。

道路改良工事の実施に伴いまして道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定によりまして提案をさせていただきますものでございます。

認定路線でございますが、今回3路線お願いをいたしております。土成町で大船戸2号線、延長が187メートル、幅員1.7メートルから4.3メートル、それから建布都2号線、延長102メートル、幅員が4メートルでございます。建布都3号線につきましては、延長87メートル、幅員が2.9メートルから4.4メートルでございます。

次に、議案第40号阿波市道路線の変更でございますが、説明をさせていただきますと思います。

道路改良工事に伴いまして、路線の起終点の変更になったわけでございます。そのために、道路法第10条第2項の規定によりまして、提案をさせていただきますものでございます。

今回変更をいたしますのは2路線ございまして、はざま法教田、土成町でございますが、十楽寺前で法線の変更があったわけでございます。起点につきましては、土成町高尾字「はざま147の1地先」であったものを「はざま145の1地先」に変更をお願いするものでございます。それから、終点につきましては、土成町高尾字「法教田80の1地先」を「法教田78の2地先」に変更をするものでございます。延長につきましては「113メートル」を「146メートル」、33メートルふえるわけでございます。幅員につきましては、10.3メートルから9.5メートル、これにつきましては当初歩道を3メートル50に計画をしておったわけでございますが、用地等の関係がございまして、幅員を変更をいたしております。

次に、ヒロナカ南4号線、これは吉野町でございますが、阿波高等学校の北西に当たり

ます。起点につきましては、吉野町柿原字「ヒロナカ 1 3 2 の 3 地先」を「ヒロナカ 1 2 8 の 1 地先」に変更。終点につきましては、吉野町柿原字ヒロナカ 1 2 1 の 1、これは同じでございます。

延長につきましては、「2 2 2 メーター」を「1 8 0 メーター」、マイナス 4 2 メーターでございます。幅員につきましては、4 メーターということで、これにつきましては一部個人の土地がありまして、未登記であったということが発覚いたしまして、今回変更をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三木康弘君） 以上、説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第 5 発議第 1 号 地方の道路整備の促進と道路特定財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（三木康弘君） 次に、日程第 5、発議第 1 号地方の道路整備の促進と道路特定財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

児玉敬二君。

○5 番（児玉敬二君） 議長の許可をいただきましたので、発議第 1 号地方の道路整備の促進と道路特定財源の確保を求める意見書の提出について趣旨説明をさせていただきます。

現在、開会中の第 1 6 9 回通常国会において、道路財源である揮発油税の暫定税率が大きな政治争点となっておりますが、鉄道など公共交通機関が発達していない本市にとりまして、合併後の旧町間の連携を支援する道路、少子・高齢化社会に対応した医療機関などへのアクセス道路、さらには東南海・南海地震に備えた緊急輸送道路などの早期整備が極めて重要な課題となっており、最も根幹的な社会資本である道路の計画的な整備が必要です。これらの課題に適切に対処し、おこなっている地方の道路整備を推進するとともに、適切な維持管理を図るためには道路財源の安定的な確保が不可欠となります。

昨年 1 2 月 7 日、「政府・与党において道路特定財源の見直しについて」が合意され、今後 1 0 年間を見据えた道路整備を計画的に進めることとし、道路特定財源諸税の暫定税率の延長や地方道路整備臨時交付金の制度の改善などが示されました。また、全国市長会、全国市議会議長会を含む地方六団体は、1 月 2 1 日に地方の道路整備を困難にし、地

方財政を一層危機に陥れる暫定税率の廃止に対する緊急共同声明を出しております。こうした中、仮に現行の暫定税率などが廃止された場合は、本市においても地方譲与税などの大幅な減少、地方道路整備臨時交付金が廃止となり、道路整備に大きな支障が生ずることはもとより、本市の財政に大きな影響が及ぶものと危惧されております。つきましては、このような地方の財政状況を踏まえ、地方における道路整備が着実に推進できるよう道路財源を確保し、地方道路整備臨時交付金制度の継続、地方道路整備臨時貸付制度の実現を図ることなどについて特段の配慮がなされるよう強く要望するものであります。

以上の趣旨で、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思っておりますので、ご賛同をしていただき、ご協力をお願いしたいと存じます。

なお、提出先は、お手元に配付の資料のとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三木康弘君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」「あり」と呼ぶ者あり）

まず、原案に反対者の発言を許可します。

松永渉君。

○6番（松永 渉君） 議長の許可をいただきましたので、地方の道路整備の促進と道路特定財源の確保を求める意見書について反対討論を始めます。

要望事項の2と3については理解ができますが、1と4については、道路特定財源の一般財源化と暫定税率の廃止に反対し、暫定税率の10年間の延長を国に要望するものでありますので、私は道路特定財源の一般財源化と暫定税率の廃止に賛成でありますので、これに反対します。

理由として、3点あります。

1点目には、暫定税率が延長されますと、阿波市民1世帯当たり約5万円の増税になります。消費税で言うと約5%か6%に上がるという大きな負担であります。この負担を市民に与えるときに十分な説明もせず、国にどうか市民に大きな増税をしてくださいと地

方の議員が言えない。

2点目には、地方道路整備って言われて、34年間本則の2倍以上の税金を取って、それを財源として、またその上に道路関係の借金もしました。阿波市では、大体暫定税率廃止分の税込と交付税は3億円でありました。ただ、公債費として払うのは8億円ぐらいあります。それほど大きな財源を30年間続けて、その結果全国の市町村道の50%が整備されない。この原因と責任を明確にしない限り、この問題の解決を市民の増税で解決するのはおかしい。

3点目には、暫定税率2億6,000万円、全国で、国民1人当たりになると約2万円。この約2万円を返すことで、多くの地方行政が、地方道路が整備できない、予算が組めない、地方が破綻すると言う。この2万円をやりくりできない行政よりも、常に年収の1%、2万円ぐらいをやりくりしている市民に返した方が地方は活性化する。

2つあります。1点は、この暫定税率を市民に返すことによって、本当に道路特定財源がむだ遣いされているかいないかを市民がみずから行政評価できる。もう一点は、この1世帯当たり5万円を返すことによって、市民の生活の安定、消費の拡大、そして燃料費削減によるコスト削減による事業の競争力をつけ、生産が拡大し、地方を活性化することができる。

以上、3点が私の考えであります。どんな高尚な目的、どんな優秀な整備をしても、一生懸命働いている漁船を踏みつぶすようなイージス艦には阿波市はなってもらいたくない。私たち議員の仕事は、国を守ることでなく、国民を守ることであります。見識豊かな皆様には、私の意見に賛同をお願いし、反対討論といたします。

○議長（三木康弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

笠井高章君。

○4番（笠井高章君） 議長の許可をいただきまして、賛成討論を行います。

発議第1号の意見書について賛成の立場から発言させていただきます。

道路整備は、市民生活の利便、安全で安心できる地域づくりの推進をするために不可欠であり、住民要望も強いものがあります。現在、本市においても幹線道路の整備や防災対策、通学路の安全対策など、市民生活に欠かすことのできない道路の老朽化が進んでいる。橋梁、舗装の維持管理など、計画的に整備している。こうした中、現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、本市においては平成19年度当初予算段階で地方譲与税、地方道路整備臨時交付金で約2億9,000万円の減収となります。こうしたことに

なれば、道路の新設及び着工中の事業継続も困難になるなど、道路整備など深刻な状況に陥るとともに、厳しさを増す財政運営に直撃し、教育や福祉などの行政サービスの低下を招き、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねません。こうした状況を踏まえ、国においては現行道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望し、私は賛成討論といたします。ご賛同の方よろしくお願ひいたします。

○議長（三木康弘君） ほかに討論はありませんか。

児玉敬二君。

○5番（児玉敬二君） 先ほど、お手元に資料の配付のとおりと申しましたけれども、ちょっと誤字がございまして、「総務大臣」の訂正をよろしくお願ひします。

○議長（三木康弘君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号地方の道路整備の促進と道路特定財源の確保を求める意見書の提出について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（三木康弘君） 起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決決定されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、6日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時46分 散会